滋賀医科大学建築・環境委員会規程

平成16年４月１日制定
令和６年３月28日改正

（設置）

第１条　国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第２項の規定に基づき，国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に，本学における建築物の基本計画及び環境整備，廃棄物及び廃水処理，災害及び火災の予防に関する重要事項について審議するため，建築・環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴　建築物その他施設に係る基本計画及び改造に関する事項
⑵　構内の環境整備に関する事項
⑶　内部質保証に係る点検・評価及び改善に関する事項
⑷　廃棄物廃水処理施設（以下「処理施設」という。）の整備計画及び改善に関する事項
⑸　廃棄物及び排水の検査等処理施設の管理運営に関する事項
⑹　構内の入構規制及び駐車規制等交通問題に関する事項
⑺　構内の駐車場及び駐車許可に関する事項
⑻　火災の予防及び災害の防止並びにその対策に関する事項
⑼　その他本学の環境整備，交通問題，災害等の防止に関する事項

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴　学長が指名する理事又は事務局長　１名
⑵　医学科基礎医学講座の教員　若干名
⑶　医学科臨床医学講座又は附属病院の教員　若干名
⑷　看護学科の教員　若干名
⑸　学内教育研究施設の教員　若干名
⑹　薬剤部長
⑺　看護部長
⑻　防火管理者
⑼　学務課長
⑽　その他委員長が必要と認める者

２　前項第２号から第５号まで，及び第10号の委員は，委員長の指名を経て，学長が委嘱し，その任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

３　欠員により補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き，理事又は事務局長をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第５条　委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者の委員会への出席を求めて，説明又は意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第６条　委員会は，必要に応じ，専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会について必要な事項は，委員会が別に定める。

（事務）

第７条　委員会に関する事務は，施設課において処理する。

２　委員会に関する業務は，必要に応じ総務企画課及び会計課が担当するものとする。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成30年10月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年６月23日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。